

増毛町

潮風を感じて.....

あなたと議会をむすぶ

議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



～認定こども園あっぷる「入園式」～

第 1 回定例会

一般議案・条例の制定・補正予算など	2～4P
各議員の賛否一覧	5P
令和4年度増毛町各会計予算等審査特別委員会開催	6～8P
町長からの行政報告	9P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』	10～25P
議会のうごき、編集後記	26P



第169号

令和4年5月6日

令和4年度増毛町各会計補正予算を可決

人事院勧告による特別職・職員・議員等の 期末手当減額に伴う条例の一部改正を可決

増毛町議会第1回定例会は、3月8日から18日までの11日間の会期とし、初日には一般会計ほか6会計の補正予算などの議案審議、令和4年度各会計予算審査のため、予算審査等特別委員会を設置、2日目には一般質問を行い、3日目には予算審査等特別委員会報告を受け、令和4年度各会計予算をいずれも原案のとおり可決しました。審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

令和4年 第1回定例会

3月8日～18日開催

一般議案

◆増毛港湾施設の貸付けについて
前年度に貸付けした増毛港湾敷地内の固定施設敷地を継続して貸付けする提案について、原案のとおり可決しました。

条例の制定・改正

◆増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定
選挙運動費用の一部を公費負担できる制度が町村も対象となり、町議会議員選挙及び町長選挙における立候補の環境の向上を図るため、制定しました。

◆増毛町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金の徴収に関する条例の制定
農業水路等長寿命化・防災減災事業の実施を目的に、受益者から分担金を徴収するため、制

定しました。
◆増毛町自家用有償旅客運送事業実施条例の制定
町民の日常生活を支える交通手段を確保し、福祉の増進に寄与することを目的として、制定しました。

◆議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
◆増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
◆第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
◆第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
国家公務員給与に係る人事院の勧告に準じて、議会議員、特別職、町職員の期末手当額の改正及び会計年度任用職員の期末手当支給割合の調整のため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
国家公務員に係る人事院規則の一部を改正する規則が公布され、非常勤職員の育児休業について改正されたため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町営住宅条例の一部を改正する条例
4月1日から成人となる年齢が引き下げられることに伴い、町営住宅に係る現行の入居者の資格を継続するため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例
消防団員の報酬等の基準に係る通知が発出されたことに伴い、報酬額を地方交付税単価の標準額に準じるため、本条例の一部を改正しました。

◆個人情報保護条例の一部を改正する条例
デジタル社会のための関係法

◆個人情報保護条例の一部を改正する条例

◆個人情報保護条例の一部を改正する条例

◆個人情報保護条例の一部を改正する条例

律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しました。

決議

◆ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

ロシアによるウクライナ侵攻は国際社会の平和と秩序、安全を脅かしており、一般市民への被害が増え続けていることから、ロシア軍の即時に完全かつ無条件で撤退を求める抗議声明を決議しました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに、2億3385万5千円が増額されました。

歳入は、普通交付税、地方創生臨時交付金及び増毛港整備事業債の増額と社会福祉施設費負担金の減額が主なものです。

歳出は、基金積立金、生活困窮者臨時特別給付金、診療所事業特別会計繰入金、果樹凍霜害支援事業補助金及び除雪業務委託料の増額と老人保護措置費、公営住宅解体工事費及び職員給与費の減額が主なものです。

◆国民健康保険特別会計

歳入歳出ともに、29万6千円が減額されました。

歳入は、特別調整交付金の増額と国民健康保険税の減額が主なものです。

歳出は、国民健康保険事業費納付金の財源を調整し、保険事業費を減額したものです。

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに、57万円が増額されました。

歳入は、一般会計繰入金金の増額と温泉施設及びスキー場施設の使用料を減額したものです。

歳出は、スキー場費の燃料費の増額と温泉施設費の光熱水費の減額が主なものです。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、883万8千円が減額されました。

歳入は、一般会計繰入金及び新型コロナウイルスワクチン接種諸収入の増額と診療報酬収入の減額が主なものです。

歳出は、施設管理費及び医薬費の減額が主なものです。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに、31万7千円が減額されました。

歳入は、一般会計繰入金金の増額と施設介護サービス費収入の減額が主なものです。

歳出は、配食サービス事業委託料の増額と訪問介護サービス

事業費及び施設介護サービス事業費の減額が主なものです。

◆港湾整備事業特別会計

歳入歳出ともに、30万2千円が減額されました。

歳入は、一般会計繰入金金の増額とレジャーボートスポット使用料の減額が主なものです。

歳出は、人件費の減額が主なものです。

◆福祉施設整備特別会計

歳入は、一般会計繰入金及び施設整備債の増額と道補助金が減額されました。

歳出は、財源の内訳が調整されました。

※歳入歳出予算額の増減はありません。



令和3年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **2億3,386**万円の増額
 総額 **56億1,407**万円に

歳入

普通交付税…………… 2億2,687万円増
 地方創生臨時交付金…………… 756万円増
 増毛港整備事業債…………… 450万円増
 社会福祉施設費負担金…………… 1,599万円減

歳出

基金積立金…………… 1億5,393万円増
 生活困窮者臨時特別給付金…………… 900万円増
 診療所事業特別会計繰出金… 3,208万円増
 果樹凍霜害支援事業補助金…………… 345万円増
 除雪業務委託料…………… 4,500万円増
 老人保護措置費…………… 1,579万円減
 公営住宅解体工事費…………… 796万円減
 職員給与費…………… 740万円減

国民健康保険特別会計

歳入歳出 **30**万円の減額
 総額 **5億5,589**万円に

歳入

特別調整交付金…………… 15万円増
 国民健康保険税…………… 38万円減

歳出

保険事業費…………… 30万円減

観光施設事業特別会計

歳入歳出 **57**万円の増額
 総額 **5,395**万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 398万円増
 温泉施設及びスキー場施設使用料… 341万円減

歳出

温泉施設光熱水費…………… 15万円減
 スキー場燃料費…………… 72万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出 **884**万円の減額
 総額 **2億7,823**万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 3,208万円増
 新型コロナウイルスワクチン接種諸収入… 429万円増
 診療報酬収入…………… 3,732万円減

歳出

施設管理費…………… 414万円減
 医業費…………… 470万円減

介護保険特別会計

歳入歳出 **32**万円の減額
 総額 **9億2,217**万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 1,810万円増
 施設介護サービス費収入…………… 1,322万円減

歳出

配食サービス事業委託料…………… 31万円増
 訪問介護・施設介護サービス事業費… 64万円減

港湾整備事業特別会計

歳入歳出 **30**万円の減額
 総額 **1,759**万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 15万円増
 プレジャーボートスポット使用料… 47万円減

歳出

人件費…………… 28万円減

福祉施設整備特別会計

歳入歳出額増減なし

歳入

一般会計繰入金…………… 173万円増
 施設整備債…………… 470万円増
 道補助金…………… 643万円減

令和4年第1回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名 (議席順)										議決結果	
		合羽井達男	川島 優	酒井 倫明	大井紀美恵	松倉 清道	上野 剛	菅原 幸弘	西山 征二	岩崎 俊一	小田 緑		飛内 眞吾
議案第1号	令和3年度増毛町一般会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第2号	令和3年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第3号	令和3年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第4号	令和3年度増毛町診療所事業特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第5号	令和3年度増毛町介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第6号	令和3年度増毛町港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第7号	令和3年度増毛町福祉施設整備特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第8号	増毛町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金の徴収に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第9号	増毛港湾施設の貸付けについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第10号	議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第11号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第12号	増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第13号	第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第14号	第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第15号	増毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第16号	増毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第17号	増毛町自家用有償旅客運送事業実施条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第18号	増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第19号	増毛町営住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第20号	増毛町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第21号	増毛国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第22号	令和4年度増毛町一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第23号	令和4年度増毛町国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第24号	令和4年度増毛町観光施設事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第25号	令和4年度増毛町診療所事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第26号	令和4年度増毛町介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第27号	令和4年度増毛町後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第28号	令和4年度増毛町港湾整備事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第29号	令和4年度増毛町福祉施設整備特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第30号	令和4年度増毛町水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第31号	令和4年度増毛町簡易水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第32号	令和4年度増毛町公共下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第33号	令和4年度増毛町砕石事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
決議案第1号	ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議 長

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

令和4年度

増毛町各会計予算等審査特別委員会開催

増毛町議会は町より提案された、令和4年度各会計予算案並びに関連する条例改正・廃止などの議案審議のため、特別委員会（委員長 上野 剛）を設置し、3月8日、17日、18日の3日間にわたり審議を行いました。

令和4年度当初予算については、前年度当初予算と比較し、14・6%の増となっております。

3日間にわたり活発な質疑を行った結果、原案どおり決定することを決め、閉会しました。

特別委員会で審議された内容、質疑等を要約し、一部掲載いたします。

委員会質疑内容

〔町税〕

▽西山委員 町民税、固定資産税の滞納繰越分の徴収率は。

▼税務課長 2月末時点の町民



～コロナウイルス感染症対策として全出席者がマスクを着用～

税滞納繰越分は28・75%、滞納繰越分固定資産税は15・8%となっております。

〔特別交付税〕

▽松倉委員 特別交付税に地域おこし協力隊の報酬経費が含まれているが、令和3年度・4年度の登用人数と予算は。

▼企画財政課長 令和3年度は

隊員4名で1378万3千円、4年度は隊員3名で1006万1千円となっている。

〔ふるさと応援寄附金〕

▽菅原委員 令和3年度のふるさと納税合計金額は。

▼企画財政課長 現時点で5億5300万円となっている。

〔繰入金〕

▽菅原委員 各基金の残高状況は。

▼企画財政課長 財政調整基金、13億1100万円、減債基金、2619万円、頑張り増毛応援基金、8億1700万円、JR留萌線代替輸送確保基金、3158万円、森林環境譲与税活用基金、2493万円、地域振興基金、1億4259万円の見込みとなっている。

〔雑入〕

▽菅原委員 私人電話使用料、私人電気使用料の内訳は。

▼企画財政課長 電話使用料は、

明和園に設置してある利用者が使用する電話料金や老人福祉センターで社会福祉協議会使用している電話料金も町で一部支払っているため実費徴収している。電気使用料は、駅舎内のぐらめ食品売店営業にかかる電気を徴収している。

〔成年後見人等謝金〕

▽菅原委員 成年後見人等謝金の内容は。

▼福祉厚生課長 成年後見人制度を利用するときに費用の負担が困難な方、生活保護受給者及び生活保護受給者に準ずる方に対して、町で費用を助成する。

〔祭壇等借上げ料〕

▽大井委員 祭壇等借上げ料はこの事業に使用するのか。

▼福祉厚生課長 戦没者追悼式に使用する。

〔不妊治療費助成金〕

▽松倉委員 令和3年度の実績と不妊治療が保険適用となった

場合の助成は。

▼福祉厚生課長 実績は2件、26万5千円となっており、保険適用後は医療費の自己負担金額から高額療養費を除いた助成となる。

【いみ分別等支援謝金】

▽松倉委員 令和3年度の実績と今後、この事業は高齢者が増えるので拡充するという考えはあるか。

▼町民課長 現在、5世帯を4人の支援員で支えている。今後については、申請数によって検討したい。

【信砂地区環境保全対策事業補助金】

▽西山委員 補助金の支払いは何年間か。

▼町民課長 覚書を交わしており、平成25年から令和9年度まで補助金を支払うことになっている。

【農産物販売促進事業助成金】

▽松倉委員 令和3年度の実績

と評判、4年度の実施期間は。

▼農林水産課長 実績は登録件数が32件、取扱件数が1万8627件、金額が1711万3958円で、評判は送料助成分をさらに商品購入に充てることで、大変好評だったと聞いている。4年度は4月から来年の1月までで予算がなくなり次第、終了予定としている。

【有害鳥獣捕獲用箱罠購入費補助金】

▽小田委員 アライグマの個体数が増えてきているようだが、生息数は把握しているか。

▼農林水産課長 生息数までは把握していないが、捕獲数は増えている。

▽小田委員 熊や鹿、アライグマ、その他害獣の捕獲頭数は。

▼農林水産課長 令和3年度では、鹿が161頭、カラスが126羽、アライグマが49頭、捕獲している。

▽小田委員 アライグマは危険な動物だと認識しているが、民家に出たときも担当は農林水産

課でよいか。

▼農林水産課長 アライグマに關しては農林水産課で担当する。

【産業活性化支援事業補助金】

▽松倉委員 令和3年度では補助実績がなかったが、4年度の見込みは。

▼農林水産課長 事業を活用するか確認できていないが、新規就業者が1名いると聞いている。

【特産品発送プロジェクト助成金】

▽松倉委員 令和3年度の実績と評判、4年度の実施期間は。

▼商工観光課長 実績は登録件数が10件、取扱件数が1万5108件、金額が1330万2544円で、評判は売上げの増加に繋がったと大変好評だった。4年度は年末12月を中心とした2〜3か月の期間を想定している。

【駅周辺整備工事費】

▽菅原委員 予算額583万円の事業概要は。

令和4年度 増毛町各会計当初予算額

＜一般会計等＞		＜企業会計＞	
一般会計	52億1,600万円	水道事業会計	2億3,376万円
国民健康保険特別会計	4億8,040万円	簡易水道事業会計	2,499万円
観光施設事業特別会計	5,310万円	公共下水道事業会計	2億8,581万5千円
診療所事業特別会計	2億8,370万円	砕石事業会計	3億1,874万7千円
介護保険特別会計	8億7,860万円	【4企業会計合計】	8億6,331万2千円
後期高齢者医療特別会計	8,960万円	一般会計等及び企業会計合わせ 総額 97億 3,891万円 2千円 (※前年当初予算比 +14.6%)	
港湾整備事業特別会計	2,190万円		
福祉施設整備特別会計	18億5,230万円		
【8会計合計】	88億7,560万円		

▼商工観光課長 現在、砂利を敷いている駐車場では、繁忙期になると十分なスペースが確保できないため、留萌方面に拡充する工事となっている。

【観光協会補助金】

▽松倉委員 春の味まつり、港まつり、秋の味まつり等の予算が計上されていると思うが、開催に向けて検討されているのか。

▼商工観光課長 直近では春の味まつりが控えているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止、ウイズコロナの視点で検討したときに、コロナ禍以前の開催方法は難しいと考えており、分散型の代替イベントが実施できないか検討している。

【重機運搬費、資材運搬費、手数料】

▽合羽井委員 重機運搬費9万9千円、資材運搬費7万2千円、手数料85万9千円の内訳は。

▼建設課長 重機運搬費は土捨場のつきならし用重機の運搬で6万6千円と流雪溝の閉塞時重

機の運搬で3万3千円。

資材運搬費は道路補修の資材運搬で3万7千円と土捨場通路補修資材の運搬で3万3千円。

手数料は土捨場整地料で57万2千円、町道の草刈り料で10万8千円、小型ロータリー機の草刈装置取付手数料で8万8千円、山道線のゲート開閉委託料で9万円となっている。

【流雪溝管理委託料、流雪溝設備保守点検委託料、流雪溝清掃委託料】

▽大井委員 流雪溝に関する委託料の内容は。

▼建設課長 流雪溝の管理委託料は人件費、連絡車の経費、諸経費となっている。

流雪溝設備保守点検委託料はゲートの点検、Aルート等の点検となっている。

流雪溝清掃委託料は吸引車、高圧洗浄車、汚泥処分、運搬、諸経費となっている。

【住宅リフォーム補助金、民間

賃貸住宅建設補助金、新築住宅建設支援補助金】

建設支援補助金】

▽小田委員 令和3年度の住宅リフォーム補助と民間賃貸住宅建設補助、新築住宅建設支援補助の実績と4年度の予定件数は。

▼建設課長 実績はリフォーム補助が22件、新築補助が0件、空き地敷地購入が1件、合計860万円となっている。4年度

予算は住宅リフォーム補助金で16件、500万円、民間賃貸住宅建設補助金で1件、1200万円、新築住宅建設補助金で1件、130万円計上している。

▽小田委員 住宅リフォーム補助の実績が22件で、4年度予算が16件だが、申請があれば、予算を付けるのか。

▼建設課長 基本的には500万円で収まるように考えているが、予算以上の申請があれば、補正予算の計上を検討したい。

【民間賃貸住宅建設補助金】

▽大井委員 補助した住宅の家賃は4万9千円が限度額だった

はずだが、家賃は確認しているのか。

▼建設課長 家賃額に変更がある場合は届け出をするように伝えており、4万9千円の限度額内で引き続き契約されている。

【温泉施設使用料】

▽大井委員 営業開始日に記念でタオルを配布しているが、開始日に近い土・日に配布することは考えられないか。

▼商工観光課長 次年度以降、曜日については検討したい。



～ 活発な質疑を経て原案どおり決定された令和4年度予算案 ～

行政報告

令和4年第1回定例会では、町長から3点について報告がありました。



町長 堀 要約して
町民の皆様
にお知らせ
します。

①新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

昨年4月下旬より開始したワクチン接種は、3月4日現在3567名が2回目の接種を終えています。接種からの時間経過とともにワクチンの効果が低下することを受け、当町でも2回目のワクチン接種から6か月以上経過した方を対象に、3回目のワクチン接種を行い、3月4日現在、1759名の方が接種を終え、4月末頃までには3回目の追加接種が概ね終了する見込みとなっています。

また、5歳以上11歳以下の幼児、児童、生徒約160名につ

いては、保護者の意向を確認し、希望者へ小児用のワクチンを接種します。3回目の接種は1回目2回目と同様に、接種会場において重篤な副反応等の発生や、接種における手続きについて大きなトラブルはなく、順調に進んでいると報告を受けています。円滑な接種について町民の皆様のご協力と医療、介護従事者の皆様のご尽力に感謝いたします。

②大雪による除排雪の状況について

この冬は11月下旬より雪が降り始め、12月下旬から降雪量が増加し、道内各地で豪雪に見舞われるなか、留萌南部においても累積降雪量が482cmと平均降雪量を約60cmも上回る状況となつています。当町でも例年より積雪量が多く、道路幅の減少や交差点の見通しが悪化するなど、ご不便をお掛けしています。町民の皆様には、連日の雪かきや安全運転に努めていただくなど、ご協力をいただいていることにお礼をいたします。

町道の除雪については、安全確保や生活に不便を来さぬよう、増毛産業振興協同組合にて点検・除雪・排雪を行っています。大雪の状況下においても大きな混乱や事故は発生していません。除排雪の稼働時間が昨年度に比べて35%増加するなか、町道の安全を確保している作業関係者の皆様に感謝いたします。この大雪と燃料単価の上昇などにより、除雪経費が当初予算を上回る見込みとなつており、補正予算を提案していますので、ご理解の程お願いします。

なお、本年度も昨年同様に2路線のロードヒーティングを2月末で停止していますが、この2路線の道路維持については、砕石散布機を使用し滑り止め対策を行い、事故を防いでいますので安全運転のご協力をお願いします。

③ふるさと納税の状況について

当町のふるさと納税は平成29年度に5億5千万円の寄附を頂いてからは減少に転じていま

すが、今年度は2月末までに5億5千万円を超えて、過去最高の受入額となりました。

ふるさと納税では寄附のお礼として、増毛町の特産品をお送りしていますが、人気の特産品である、たらこ、数の子、ポタレンエビ、サクランボなどは町を代表する地場産品であり、ふるさと納税を通じて全国に増毛町の味覚をお届けできていますので、今後も増毛町にふるさと納税をして良かったと感じて頂けるように取組みます。

寄附の使い道については、「子ども、子育て」「地場産業の振興」「医療、保健、福祉」「観光振興」と指定をいただき、「誰もが住みたい住み続けたいふるさと増毛」の実現に向けた各種施策の貴重な財源として、活用しています。

ふるさと納税は、町内の各産業に好影響を与え、全国に増毛町を知っていただく機会となりますので、今後も力を入れていきます。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第1回定例会の一般質問は、本会議2日目の17日に行われ、7名の議員が15項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



小田 緑 議員

- (1) デイサービス等在宅介護サービスの基盤整備について
- (2) こども園における使用済みおむつの持ち帰り問題について
- (3) 自家用有償旅客運送の実施について
- (4) 夜間災害想定避難訓練について



酒井 倫明 議員

- (5) 冬期間の除雪について



松倉 清道 議員

- (6) 防災ましけの暗号のような受信について



合羽井 達男 議員

- (7) 火災警報器設置状況について
- (8) 災害時などのドローン活用について



西山 征二 議員

- (9) 灯油(暖房費)の値上げ分の差額分に対する助成(全世帯)について
- (10) はまなす会館の有効活用と備品の整備について
- (11) 財政的補助団体に対する補助金の扱いについて
- (12) 令和4年産米の作付け面積について



川島 優 議員

- (13) 増毛町のデイサービス事業について



大井 紀美恵 議員

- (14) 労働需要に応じた労働力確保の体制づくりについて
- (15) 福祉灯油購入助成事業の今後の取組について

デイサービス等在宅介護サービスの基盤整備について

小田議員①

Q 居宅介護の事業所を明和園に集約しては

A 明和園完成後に町民への最善策を考えたい



○小田議員

デイサービスセンター別荘が1月末に閉鎖となり、利用者が留萌

市のはーとふるに通所することになったこと、新規の通所希望者の受入れができないという話を聞いた。現状、ヘルパー事業は町内の民間事業者において行われているものの、ケアマネージャーの事業は休止中、明和園のショートステイも休止中、そして今回デイサービスが廃止となり、要介護者に対する在宅サービスのうち、機能している

ものは事実上ホームヘルプサービスだけだと思う。

(1)介護保険制度開始以降、町内のデイサービス事業がどのように変遷してきたのか、また今回、デイサービスセンター別荘が廃止に至った経緯は。

(2)喫緊の課題として、デイサービスセンター別荘廃止以降、デイサービスの利用を希望する方

にどのように対応してきたのか。(3)新しい明和園にデイサービスセンターを併設するなどして、町内でのデイサービスを再開すべきだと思う。また、それまでの繋ぎとして現在の老人福祉センターで行われている、いきがいデイサービスに介護員を増員して、要介護者の受皿としていくべきだと思うが、今後の対応も含めて予定は。

(4)そのほかの在宅サービスである、ショートステイ、ケアマネージャー事業は休止中だが、利用できる方(いわゆるショートステイ難民・ケアマネ難民)はいないのか。どのような対応を、そして、今後の対応は。

○町長

(1)平成2年2月1日に明和園のデイサービス事業が開始され、14年11月24日にデイサービスセンター別荘が事業を開始している。その後、27年6月1日に明和園のデイサービス事業を休止し、令和2年3月31日に事業を廃止している。なお、デイサービスセンター別荘は、本年1月31日で事業を廃止している。デイサービスセンター別荘の廃止については、昨年12月1日に常務取締役と取締役所長が来庁し、施設の老朽化が激しく改修費用が多額となることから、1月末でデイサービスを廃止すると説明があり、既に廃止することが決まっていた。

(2)受入れ先の調整や留萌市内のデイサービス事業所で送迎ができない事業所があるので、町が送迎の手配などを行い、町委託事業者に送迎を委託することに

より、留萌市内のデイサービスに通うことができている。現在1名が利用しており、今月中に1名増え2名が利用すること

なっている。(3)町内のデイサービスは必要な施設だと考えているが、設置場所、運営形態、事業規模やスタッフの確保などについて検討中である。

(4)ショートステイについては、主に小平町・沼田町など近隣市町村の特別養護老人ホームのショートステイを利用しているほか、町内のさくら園も含めて調整を行い、全く利用できない状況ではないが、今後、コロナの感染状況や施設の空き状況などにより、希望に添えないこともあると思っている。

ケアマネージャーについては、留萌市内の事業所が担当を引継ぎ、新規の利用者についても受入が概ね可能となっている。

○小田議員

遠くになるということを利用してやめた人がいないか。また、利用回数を減らさなければならぬ事例はなかったか。

○福祉厚生課長

利用回数、日数が減っている方はいるが、閉鎖した事業所か



～1月31日で廃止となったデイサービスセンター別苑～

ら家族の方を含めて本人に了承を得ての回数減少となっており、本人が支障が出ているという感覚ではないと思っている。

○小田議員

留萌市内の事業所も留萌市民が優先され、留萌市内でもデイサービスを廃業したところがあると聞いているので、ますます増毛町民の受入れが難しくなると懸念をしている。明和園が完成するまでの間は生きがいデイサービスで、完成後は明和園での実施を目指して、全力で準備を進めていただきたいと思うが。

○町長

このように、急な対応であった部分がある。1～2年前に、2年後には撤退せざるを得ない状況になってきているなど、申出があれば、今の明和園の中にもデイサービスをやるスペースを作ったりできたのではないかと思う。現在、道に確認をしているが、道としては施設完成前に何とも言えないように、その辺は町でも努力しているので、時間をいただきたい。

○小田議員

明和園が新しくできてから行っていただけなのかどうか。

○明和園長

新しい施設でも空床があればそこでショートステイを受入れる施設となっているが、現状のところ介護員がいないので、そこまでは対応できない。介護員が充足できれば対応できると思っている。

○小田議員

居宅介護の事業所も、きちんと整備されるべきだと思う。だから今回の基盤整備は通所、デ

イサービス、ショートステイとケアマネジャーの事業所を一括して明和園に集約して高齢者の福祉を町として確保していくことが大事だと思うが。

○町長

明和園が全てをやるということの提案だと思うが、そうにはならないと思う。町民のために何が最善なのか考えて進めていきたい。

こども園における使用済みおむつの持ち帰り問題について

小田議員②

Q おむつの持ち帰りをやめるべきではないか
A こども園の衛生管理の面からも引き続き、持ち帰りで対応したい

○小田議員

こども園の感染防止対策について、「園から自宅に使用済みの紙おむつを持ち帰っている」との話聞いた。おむつの持ち

帰りについては、近年社会問題となっており、NHKのホームページを見ると使用済みのおむつの処理方法は、自治体によって対応が違っていると書いていた。厚生労働省が出している「保育所における感染症対策ガイドライン」には、「おむつ交換後、特に便処理後には、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う」「交換後のおむつの保管場所については消毒を行う」とあった。その後の廃棄や持ち帰りについては明記されておらず検討もされていないとのことであった。感染対策の専門家は、「使用済みおむつを複数の人の手に渡らせることは、感染対策の観点から見れば望ましくない。保護者が使用済みおむつを持ち帰るよう準備する作業過程は煩雑で、保育施設で業者委託するほうが作業自体がシンプルになるため、感染対策において、また、保育士・保護者ともに負担が減るという面でメリットがあると思います」と取材に答えていた。布おむつの時代は持ち帰るしか方

法がなく、デジカメ等のない時代は便の性状などは実物を見せるしか方法がなかったが、いまはそんな時代ではない。一人一人のおむつを子どもごとに管理して持ち帰らせる仕事は、保育士の負担になり、保護者は汚れたおむつを持ち帰る負担がある。おむつの持ち帰りは感染症防止対策の観点からも望ましくない。感染症防止対策と保護者・保育士の負担軽減のために、おむつの持ち帰りをやめるべきではないか。

○教育長

こども園では、「使用済みのおむつ」を各家庭に持ち帰る対応をとっている。その理由は、各家庭に持ち帰らせることにより、保護者が園児の健康状態の把握に役立ち、子どもにとって必要と思われること。同時に親としての子育てに対する意識の向上を願うものでもある。このことは、保護者の方々に理解していただいております。苦情などは聞いていない。質問の中で「使用済みおむつを持ち帰

らせることが保育士の負担」と言われているが、処理を行っている他町の園では、業者が回収するまでの管理が一番の負担になっていないか。持ち帰りの場合は、使用済みおむつの管理が短時間で済み、複数の手に渡ることもなく、園の衛生管理面からもリスクが少ない対応となっている。このようないから、引き続き「持ち帰り」で対応したい。今後も保護者との共通理解を図り、家庭教育における親の役目の大切さも促しながら、信頼されるこども園運営に努めていくので、ご理解いただきたい。

○小田議員

業者の回収までの管理が負担とのことだが、役場庁舎のゴミ回収は毎日していた気がするが、こども園では違うのか。

○教育長

使用済みのおむつは不燃ゴミなので、こども園は週2回の回収である。

○小田議員

おむつを持ち帰って感染症の

危険のあるものを親が健康状態の把握のために開けてみることは、やってはいけないと思う。感染症防止対策の観点から持ち帰りはどう考えているか。

○教育長

質問の中で感染症対策の要点としては、複数の手に渡るから持ち帰りをやめたほうが良いということであった。今のやり方は複数の手には渡らず担任と親のみ。実際にやっている園の話を見ると、集めたところの管理、さばく人の園内の管理、園内に業者が入るので感染のリスクもあり、また玄関先まで職員が出すとすれば、より多くの人に関わることになるので、国が推奨しているところを現場では十分把握しながら一番いいやり方を行っている。

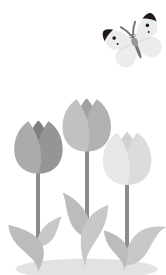
○小田議員

厚生労働省は尿、糞便など全ての質生生物質は感染性があるとみている。便や尿なので空気感染はしないかもしれないが、例えば知らないうちに体について、接触性感染とか間接性感染

の危険があるかと思っている。処理をする部分では直接、廃棄するところに入れる。そして、庁舎に毎日回収に来ているのであれば、こども園にも毎日来てもらい、おむつを回収してもらおう。おむつだと分かれれば、業者はプ口なので対応をしてくれると思う。使用済みの重たいおむつを持って、子どもを抱いて帰ることは大変だという思いの方もいると思うが。

○教育長

現場は、いろいろな状況や国やメディアの情報などを考えながら対応している中で、もう少し現場を信頼してほしい。ただし、保護者で困っている方がいれば、こども園に言っていたければ個々の対応もできないことはないと思う。感染対策においては、国が示している以上とは言わないが、そのとおり現場でやっているかと把握している。



自家用有償旅客運送の実施について

小田議員③

Q 今後も地域公共交通会議での継続した議論を望む
A 諮るべき案件が出た場合には会議を開催したい

○小田議員

ハイヤー事業者が撤退したことを受け、当町では無償の自家用旅客運送事業に取組み、危機的な状況を乗り越えるべく努力してきたと思う。

(1)公共交通の課題は、今後も継続的に議論されるべきだと思う。今後の地域公共交通会議の開催予定は、どのようになっているか。

(2)ここに今年2月に行われた第1回地域公共交通会議の会議録がある。議論の経過が分かり、どこにどんな問題があるのか一目瞭然で、会議内容は公開されるべきものだと思う。多くの自治体で議事録をホームページ

(以下「HP」という)上に公開しているが、今後は、HP上で議事録を公開するべきだと思うが。

○町長

(1)自家用有償旅客運送事業を実施し、検証結果を見て改善点等があれば改めて開催する。

また、公共交通会議に諮るべき案件が出た場合には、その都度開催したい。

(2)公共交通会議に限らず、当町の各種会議の会議録をHP上で公表していないため、今回も情報公開制度に則って請求していただいた。今後も他の会議を含め、情報公開制度に基づき公開していきたい。

○小田議員

国土交通省のガイドラインでは、地域公共交通会議は原則公開となっている。これに基づいて公開すべきではないか。公開しないのは、町民にこの議論や課程が見えてこないと思う。

他の各種会議もHPに載せていないからとのことだが、地域交通会議は原則公開となっている

るので、それに則って公開すべきではないかと思うが。

○町長

公共交通会議の冒頭で、公開する了承を得ていない。当町は議事録、議会の一般質問も含めて、まだHP上で公開していない状況なので、これだけを公開するのではなく、全体的なことを考えて、HP公開はしなければならぬと思うている。

○小田議員

議会はコロナ禍で傍聴していないが、通常は公開している。公共交通会議は、国土交通省のガイドラインを見ると、公開が原則なので、傍聴ができるように、変えていくのか。

○町長

傍聴については、希望があれば、傍聴をさせても良い会議だと思っている。

○小田議員

諮るべき案件が出た場合には会議を開催することだったが、今シーズン、大雪でバスが留萌市の十字街で下車しなければいけなかったときに、高校生

は学校まで歩いて行った。通院目的で行ったお年寄りが、どうしようもなく帰りのバスを待って、帰ってきたと言っていた。これはバス事業者のせいではないが、今度始めるハイヤー事業で、通院にだけでも使えるのかという問題が現に生じているが。

○町長

自家用有償運送では、留萌市には行けないが、ハイヤーは留萌市から来て、留萌市立病院まで行けるので、そのようなことで、この会議を開くのは、今のところは考えられない。

○小田議員

本来であれば、ただ降ろしっ放しではなくて代替輸送だとか、何か手立てをしてもらえないかということも議論にはならないのか。

○町長

まず、留萌市まで行けないという結果である。阿分まで行って迎えに来てもらう、そういう可能性はあると思う。それであれば会議を開かなくても可能で

ある。ただ、当町までハイヤーが来る。高いから使わないということになるのかも知れないが、今までハイヤーで留萌市の病院に行っていた方は、同じような料金で行けるということで、自家用有償運送が留萌市に行けないということである。

夜間災害想定避難訓練について

小田議員④

Q 必要性の認識と実施は

A 必要とは考えるが、事故等のリスクがあり困難

○小田議員

福島や宮城で震度6強の地震があり津波注意報が出た。2人が亡くなり115人がケガをしたというニュースを見たが、夜間避難訓練の必要性の認識と実施についての考え方は。

○町長

以前に「冬期間の避難訓練の

必要性と実施について」質問があり、「災害はいつ発生するかわからないため、冬期間の訓練も必要だと考えているが、足元が非常に悪い状況であり、訓練時に負傷する可能性もあるので、町民参加の訓練は考えていない」と回答している。

その後、平成29年2月に町職員による冬期間の宿泊訓練を実施し、参加した職員からの多くの意見を参考に、暖をとるための発電機や暖房器具、ダンボールベッドや毛布などを整備した。夜間における避難訓練の必要性は認識しているが、訓練を実施する前提として、参加される方の安全を配慮しなければならぬ。高齢者の占める割合が多い当町の現状を考えると、足元が暗い中での町民参加型の夜間避難訓練は、事故等のリスクが伴うため困難と考えている。

○小田議員

ニュースでは、福島で被災された方が夜で本当に恐怖心があったと。だからこそ夜間を想定した訓練が必要かと思う。町

職員が宿泊訓練を一度やっているということだが、今後も継続的にやってほしいと思うが。

○総務課長

例年、全町防災訓練の前に事務方の担当によって、今年度の訓練についてどうするかということを協議しているのですが、その際に夜間だった場合の想定をした課題の洗い出しや、対策の検討等はできていると思っています。

冬期間の除雪支援について

酒井議員

Q 「町が主体」となり積極的に支援をしては

A できるだけ希望に添うように町でも検討していきたい

○酒井議員



この冬は例年になく降雪量が多く、各家庭でも除排雪に苦労した

と思う。特に高齢者の世帯は大変だったと思うが、道内外で高齢者が屋根の雪下ろし時に転落したり、落雪の下敷きになったりする事故が連日のように報じられた。近年は、事業者に依頼して家の前を重機で除排雪する世帯が増えているようだが、屋根や家の裏などは自分でやるか、別の事業者に頼むしかないと思う。このような状況の中、家の裏の除雪と屋根の雪下ろしを別々の事業者に依頼しても、この雪で長く待たされてすぐには来て貰えなかった。また例年よりも回数が多いことから費用がかさんだという話を聞いた。そこで、この冬のような記録的な降雪量の年はもちろんだが、通常の年にも一定年齢以上の世帯や障がいのある方の世帯に、「町が主体」となって積極的に支援したら良いのではないかと考える。従来から、町で行う1回の申請で2回までの「除雪サービス」でも問題がないのかもしれないが、この冬のような大雪の時には、希望者が多くなり3

回目以降の申請も増えるのではないかと。また、有償ボランティア除雪事業では、身近にボランティアを引き受ける方がいれば良いが、高齢者が多い当町では、必ずしもお願いできる方が身近にいるとは限らないと思う。お知らせの中で「協力してください。お知れの方がありましたら連絡をお願いします」との記載があり、留

管管内の複数の自治体で各種の団体などが、高齢者宅周辺の除雪奉仕を行ったとの記事が新聞に出ていたように、管内の自治体では除雪奉仕を行っている団体などがあるようだが、当町でも各団体などの協力を頂きながら、町が積極的に支援していいのではないかと。依頼者がボランティアを募るやり方ではなく、あくまでも「町が主体」となり、次の冬に向けて今から準備を進めることは、高齢化率の高い当町としては、冬期間の事故防止や住民福祉の観点からも必要ではないか。

○町長

除雪サービス事業については、

自宅の屋根の雪下ろしや窓下、軒下などの除雪が対象で、玄関前は対象としておらず、年2回の作業である程度、対応できると考えているが、今年のような大雪の場合には、改めて申請が必要となるが、3回目の除雪も可能なので、申請いただければと思っており、実際に今年は3回目の申請が増えている。

次に、有償ボランティア除雪事業については、除雪サービス事業とは違い、玄関から生活道路までを対象としており、雪が降った分だけ除雪回数が必要となると考えている。20年ほど前からの事業であり、当初は、冬の間1万円だった額が、現在は1万5000円に増額されている。町が主体となつて、この事業を進めるといふ提案であるがこの制度の趣旨に沿っていないと考える。ボランティアが見つからない場合は、町の責任になるという事にはならない。しかし、近くにボランティアで除雪をしていただける方がいない場合には、自治会長や民生委員

などに町で相談していくことはできると考えている。

○酒井議員

他の自治体ではボランティア団体等が高齢者宅周辺の除排雪を行っていることに、どのように思っているか。また、管内のある町では産業団体の青年部員や、役場職員などの団体もしくはスポーツ少年団の団員や指導者が協力して、独居老人宅で除雪奉仕を行ったという新聞記事があつたが、これは当町では難しいことだと思っているか。

○町長

以前は漁協青年部が別荘で行つたり、消防も非番時に行つていたり記憶をしている。しかし、社会福祉協議会で制度として作つてからボランティア団体で行うことがなくなつたのかなと思つている。自分の糧としている人たちの仕事がなくなるかなとも思つている。ボランティアがいけないわけではないが、そういったこれまでの経緯・状況だと思つている。

○酒井議員

町で除雪サービスを行っている。それと社会福祉協議会でも行っている。それぞれ条件や内容に多少違いがあるのか。それで今後に向けて高齢の方などが、大変この冬苦労したという話も伺つたので、調整をして協力する。あるいは統一して実施する方法は今後、考えられないか。

○町長

年3回までということで、窓の下、軒先の、除雪サービスをお願いしてやってくれている。今年はかなり雪があつたので待たされたと聞いている。

また、年金額148万円以下の場合には非課税となるが、それを1万円でも超えてしまうと、1人の場合は均等割がかかってしまう。そういう方からそんなに年金を多くもらっていないのに、なんでこの制度が使えないんだと苦情が直接あつた。そうしたことも含めて、段階的に少しずつやっていけるように考えないといけないと思う。ボラン



ティアを町で探していくのは大変だが、例えば、5人を受け持つと、車で回らないといけないが、予算を増やしてできるのではないかと考えているので、できるだけ希望に添うように町でも検討していきたい。

○酒井議員
非課税に限らず、もう少し範囲を広げていただいて、ある程度大変な世帯、主に高齢者や障がい者の方たちに手厚く行き渡るようなかたちで、進めてみてはどうか。

○町長
ボランティアの予算も増やしながら、来年度に向けて検討したい。

**防災ましけの暗号のよ
うな受信について**

松倉議員

Q 防災行政無線の正常受信への対応は

A 個別での対応をしてい



○松倉議員

昨年、一部の町民より、「防災ましけから、アスタリスク、アスタ

リスクなど変な放送が聞こえる」との連絡があった。町の防災無線の担当者にその状況を伝えアドバイスを貰ったところ、「家の受信環境の良いところに置いていただけたら改善すると思います」との回答があり、その旨を伝えた。「うちも時々変な放送になる」「自宅は大丈夫だがある所の詰め所で聞いたことがある」などの話を聞き、私が思っていた以上に多くの方が

正常ではない放送で防災ましけが聞こえていると考えた。当町の防災行政無線は防災広報活動、緊急を要する情報等を住民に速やかに伝達し、災害の未然防止、災害時の応急救助、災害復旧等通信の確保によって、住民福祉の増進に資することを目的として設置したものであると思っ

ている。そのため、現状、防災行政無線が正常に聞こえにくい地域の把握や原因の特定、改善への取組が必要だと考えている。

(1) 防災行政無線の放送に関する問合せは以前からあったのか。
(2) 現象の実態は把握していたのか。
(3) 現象は予測されていたのか。
(4) 改善点は探ったのか。

○町長

現在のデジタル防災無線は、アナログ回線からデジタル回線への移行が必要となったことから、平成31年度から2か年計画で整備をし、令和2年度の秋よりアナログ放送と併用しながら試験放送を行い、順次、デジタル化への移行を進めてきた。

(1) 令和2年10月の試験放送の開始時から「記号や暗号のような放送が聞こえる」との問合せが寄せられ、同年10月から3か月間で24件、以降は月に数件程度の問合せがあった。最近では月1件未満という状況で、現象が確認された地区はほとんどが市街地区で、全町的に確認をしている。システム事業者へ対応策・改善策について問合せたところ、電波の受信感度が悪い場合にこのような現象が起ることのことであった。また、防災ラジオの使用手法や故障、異常放送などは「コールセンター」に問合せていただきたいとのことだったので、防災無線や広報等で周知をした。

(3) 280MHzデジタル防災無線は、デジタル防災無線の中で、外部アンテナを付けなくても受信できる「電波伝搬効率」のいいデジタル無線であるとのことだったので、このような現象は予測していなかった。

(4) 原因は電波の受信感度によるものと考えており、問合せをい

ただいた町民へは、電化製品から離れたり、窓際に配置場所を変えていただくなどの説明をして、その都度、正常に受信できていることを後日、個別に確認している。それでも正常な受信とならない場合は自宅を訪問し、受信不良が解消するまで対応している。今まで防災ラジオの不具合により機種を交換した1件を除いては、設置箇所の変更等により解消されているので、防災無線を正常に受信できない家庭があれば、問合せをいただき、受信状況が改善されるよう防災ラジオの機種交換を含めて対応させていたいただきたい。

○松倉議員

個別に改善するまで対応するという答弁で受け取ったが、今後、モニタリング（監視・観察）等も含めて個別に対応するのがベストかなと思っているが、業者と改善に向けて、例えば受信が弱いというところを改善するにはどうしたらいいかというやり取りをする予定はあるか。

○総務課長

現象が確認された以後、業者が問合せをしているが、全国的に定時放送で行政のお知らせをしているところがないという状況であり、例が少ないということとで業者からも配置場所の変更や、電化製品から離すとといった回答で、その旨、町民には説明をしている。

○松倉議員

防災無線は100%しかるべきときに聞こえることが一番の重要項目だと思っているので、調査、モニタリングをしつかり業者もあわせてして欲しいという気持ちがある。デジタルの電波上、アナログとは違ったかたちで届きにくいところもあるのは実施設計のときに想定している説明も受けていたと思う。原因改善に向けて、受信電波が弱いのであれば強くしたり、例えば、導入のときに基地局を持たないことが一つメリットだったと思うが、ある一定の件数が出てるエリアに一つ基地局を作ると、電波を強く出すようなこと

も検討事項に上がっても良いのではないか。あくまで個別に対応することを第一の対応策としていくという捉えでよいか。

○町長

平成8年度に全世帯に防災行政無線の個別受信機を設置したことは評価する事業である。個別受信機は地震、津波の恐れがある全ての自治体についている訳ではない。設置当初から3か月で24件だったが、ほとんどが解消され、正常に動いている。1件だけを交換したということなので、個別の対応で全く問題ないと考えている。



～電化製品から離れたり、窓際に置くことを勧めている～

火災警報器の設置状況について

Q 設置場所等を指導できないか

A 職員と団員で指導していきたい

合羽井議員①

○合羽井議員



火災警報器は、2006年から全ての新築住宅への設置が義務化

され、2011年以降は全市町村で義務になり、設置が必須な寝室や階段で更に自治体の条例により台所や居間などへの設置を義務付けている。防災無線で設置10年目の電池交換などの点検を呼びかけていたが周知具合はどうか。住宅火災による死者数は減少傾向にあるようだが、毎年全国で約1000人が亡くなっている。その理由の多くが逃げ遅れで、しかも犠

死者の7割が65歳以上の高齢者である。また、住宅火災の死者を時間帯別にみると、22時から翌朝4時までの時間帯が多いようだ。このことから警報器の設置が必要だと考える。警報器には、火災のときに警報音を出したり、「火事です」と音声が出たり、流れたりすることで、就寝中でも気づくような機器や、耳が不自由な人のために振動や光で知らせる機種もある。町民個々のニーズにあった機種の助言や提案を進めてはどうか。

○町長

(1) 昨年の調査で89%となっており、ほとんどの世帯で設置されている。なお、全国設置率は82・6%、北海道全体の設置率は81・8%となっている。当町は2011年6月から住宅への設置が義務化され、翌年の調査で設置率は85%であった。設置や機器交換の啓発として、毎年、

春と秋の火災予防運動の際に職員と消防団員が各家庭を訪問し、設置状況を調査し機器の交換を勧めており、町HPへの掲載や防災ラジオによる広報、町広報誌へチラシを折込むなど啓発を行っている。

(2) 町営住宅の設置率は建設課が主管となり100%設置している。設置から10年が経過し、電池切れや本体内部の電子部品の劣化により、火災を感じしなくなるものが考えられるため、交換を実施しており、残っているのは、すまいる団地・かもめ団地・あつぷる団地で、順次交換する予定となっている。

(3) 高齢者・障がい者への補助はこれまで実施していない。



～ 火災報知器は設置から10年で交換目安となる～

○合羽井議員

防災無線で実際に電池交換等の内容を放送していたが、聞いてなかった人が結構いるようだ。コロナ禍でいろいろな情報を集めるのは大変だと思うが、雄冬地区は自治会長が各家を回って調査をしたということも聞いている。高齢者だと設置していても電池交換ができない人もいると思うので、どういう状況になっているか自治会長や民生委員にお願いできないか。

○町長

消防団員と職員が一緒になって動いているところである。

○合羽井議員

設置状況だけではなく、実際に機能するのかが高齢者だと分からない部分があると思う。設置場所等を指導できないか。

○消防長

現在、コロナ禍により全戸の調査は無理なため、地区を指定して調査している。コロナ収束後には、消防団員・消防職員で設置調査、電池交換がされているか個々に指導していきたい。

災害時などのドローン活用について

合羽井議員②

Q ドローンの活用を検討してはどうか

A 山岳遭難の捜索や各種災害の情報収集で有効性を感じている

○合羽井議員

近年、地震や大雨・台風などの自然災害による被害の影響が甚大である。また、昨年の人里近くに出没した熊対応などの人が立ち入ることが困難な場所も多くあり、ドローンの活用により、素早く把握できる可能性がある。

消防庁では、緊急消防援助隊での活用推進に向け、全国政令市にドローンを配布、災害時の有効な情報収集を行うため、ドローン運用アドバイザー育成事業を展開しているようだが、当町でも情報収集を行い、ドローンの活用を検討してはどうか。

(1)消防職員はじめ担当職員へのドローン操縦者育成は可能か。
(2)過去に遭難者捜索時などのドローンの活用必要性は考えたことはあるか。また、捜索時にドローンを使ったのを見たことはあるか。

○町長

(1)北海道消防学校で消防職員・団員に対する特別教育ドローン講習があり、年1回、1日間、講義及び実技を受講することが可能であるが、人数に制限がある。民間主催の講習も道内で開催されており、1日間の講習で使用用途により、様々な受講コースがある。

(2)災害現場等でのドローンの活動は、テレビやインターネット上で動画が流れており、山岳遭難等での捜索や各種災害による情報収集等での活用は、有効性を感じている。参考までに、全国の消防本部のドローン保有率は、令和2年の資料によると27・7%となっている。現在、国土交通省でもドローン免許資格制等の検討をしている状況な

ので、今後の動向を見なければならぬと考えている。

灯油（暖房費）の値上げ分の差額分に対する助成（全世帯）について

Q 3000円程度の商品券を配布しては

A 全世帯への配布は考えていない

西山議員①

○西山議員



札幌市を除く道内178市町村は毎年低所得者世帯に福祉灯油1

00リットル分を助成している。当町も実施している。2月末で69件、74万8000円の支払いがされている。しかし、今年の灯油価格は昨年1月と比較して約30円くらいの値上げになっている。これは、一気に上がったのではなく、徐々に上がってきた

たものだ。業者によると今後これからもどんどん値上がりをしていくといわれている。また、

コロナウイルスの感染予防対策で、自宅で過ごすことが多くなり、各家庭とも例年と比べて暖房費の負担が多くなっている。その差額分として、3000円程度の商品券を全世帯に配布してもよいのではないか。コロナの予防で何かと制限の多い生活を続けている町民に対するささやかな贈り物として明るい希望となるように思えるので実現できないか。

○町長

福祉灯油購入助成事業については、毎年、灯油価格の状況を見ながら実施の有無を検討しており、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯の住民税非課税世帯に対して、冬期間の暖房費の負担軽減を図ることを目的に灯油購入費のうち100リットル分を助成している。

全世帯への商品券の配布については、町は新型コロナウイルス感染症対策として水道料の基

本料金免除等を実施しており、また、国においても、子育て世代や非課税世帯等への臨時特別給付金等を支給していることから、全世帯への配布は考えていない。

はまなす会館の有効活用と備品の整備について

Q 椅子とテーブルがあれば活用の幅が広がると思うが

A 利用頻度が多くなった場合には新規購入も検討したい

西山議員②

○西山議員

市街地区にある、はまなす会館は大広間のほかに和室が2部屋、大型冷蔵庫が1台、食器類はすべて揃っており、コンビニにも近く使い勝手のよい会館である。ただ、難点として椅子がない。当初、この会館以外にも全て座布団に対するテーブルがあるが、高齢者にとっては椅子



～ 今後の有効活用が求められるはまなす会館 ～

と高さのあるテーブルがあれば活用の幅が広がると思う。コロナの影響で葬儀の形も大きく変わった。家族葬や葬儀終了のお悔やみ欄の掲載が増えており、少子高齢化や核家族化の影響でコロナが収まったあとも、小さな葬儀や30人程度のごく近親者や知人、友人だけの葬儀が行われるようになるかと思う。この場合、はまなす会館の活用が大変貴重になると思うっており、町費で椅子30脚、テーブルについては足をつけ変えれば使えるので、今後の有効活用のために椅子の購入としては。

○町長

はまなす会館は、平成4年に周辺自治会が共同利用という形で建設された自治会館である。しかし、利用実態は少なく、葬儀での利用も数える程しかないのも実情であり、利用料が少なく管理をすることも難しくなってきたという申し入れもある。家族葬などで多く活用してほしいと考えている。葬儀については、葬儀会社が椅子等を貸与してくれると聞いている。現在は、はまなす会館には足の短いテーブルが18台、座卓が3台、パイプ椅子が10脚ある。椅子は町の施設にあるもので確保したいと考えており、テーブルについては脚を付けることができるか検討したい。利用頻度が多くなつた場合には、新しく購入することも検討したい。



財政的補助団体に対する補助金の扱いについて

西山議員③

Q 財政的援助団体の補助金不用額の戻入は

A 補助金交付規則に照らし適正な執行に努める

○西山議員

町から補助金の助成を受けている団体は20件以上あり、担当課の職員が収支状況を扱っている団体は20件程ある。補助事業の内容、費用に変更があった場合は報告をするともに交付額が超過した場合、返還することとあるが、約3分の2の団体は戻入を怠り、それぞれの団体の次年度分の繰越金として処理をしているようであった。町のチェック体制はどのようなになっているのか。事業の中止や取りやめで生じた費用は町に戻入をして不用額とするのが正しいのではないか。また戻入されなかったときは、次年度の補助金

で調整することができ、していないようなので理由は。

○町長

各種団体に対する補助金のチェックは、各担当課において、実績報告書や決算書を確認し執行しているが、令和2年度決算監査において、同様の指摘を受けたところである。それを受け、各担当課に確認したところ、一部の団体において事業の中止などにより不用になった補助金が返還されず、次年度繰越金として計上されていたので、次年度の補助金で調整し対応するよう指示した。町としては財政的援助団体が新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止せざるを得ない状況であっても、運営に対する補助金と事業に対する補助金を区別し、団体の運営に対する補助金は、しっかりと支援していかねばならないと考えている。今後においては、各種団体を所管する各担当課で状況を確認しながら、事業に対する補助金に不用額が生じる場合は、補助金交付規則に照らし、

適正な執行に努めるよう再度指示している。

令和4年産米の作付け面積について

Q 米余りに対する対策について考えは

A 増毛米をブランド化し全国的に流通するように進めたい

○西山議員

ホクレンが令和3年産主食米の農家への仮払金を2年続けて下げており、これを町費で一部補助するように計上されている。(1)主食米の消費量は年間714万トン前後で食生活の変化、少子高齢化、コロナ禍で外食産業の減少もあり、毎年20〜22万トンが減少している。道内での米余りが続いて古米の在庫が例年の3倍程あり、昨年10月末で民間の在庫量は36万9800トンもあるといわれている。このため4年道産米を46万トンに下

げ、作付面積も主食用が8万3999ha、12.4%の減、その代わり加工米は6580ha、14.2%の増になる。輸出その他の分は1万2901ha、3.1倍の増で水稻全体では10万3476haとあるが、当町の水稻の作付面積は前年比と比べるとどのようなになっているのか。

(2)今年の減収分の補助金は農家にどのようにしていくのか。(銘柄別概算金は左記の表のとおり)

銘柄	概算金	前年比
ななつぼし	1万1,000円	△2,200円
きらら397	1万500円	△2,500円
ゆめぴりか	1万3,500円	△1,200円
ふっくりんこ	1万1,000円	△2,400円
えみまる	1万1,000円	△2,200円

※60キロ(1俵)あたりの概算金 △はマイナス

○町長

(1)255.2haで、昨年の235.1haと比較すると、20.1ha、8.5%の増となっております。銘柄別の面積は現在調査中で、作付面積は北海道農業再生協議会公表「生産数量の目安」に基づき、増毛町農業再生協議会が生産者の意向を考慮し、調整している。

(2)従前から作付面積の減に伴う補助は実施しておらず、現時点において、作付面積も増える予定のため考えていない。また、3年産米は価格が大幅に下落し、るもい農業協同組合の支援要望により、影響額の一部を補助している。4年産米についても米価下落等で、多大な影響がある場合は、生産意欲が減退することがないよう、必要に応じて検討したい。

○西山議員

平成30年度から国による生産調整を廃止したが、需要と供給のバランスや価格の安定を図るために需要にあつた生産量を毎年交渉しており、農林省の通知



～つや、粘り、甘みなどの食味が良い増毛産米～

を基に自主的に生産量の目安を都道府県が設定し、道は3.3〜5%を生産調整で減らしたようだ。現在、当町では水田の拡張工事をしており、工事が終わって水田が使えるようになる。ば、さらに米が余ることになる。大抵スーパー等で米を買おうと思うが、ぜひ農家から少しでも購入するようにして、農家の人を支えてもらいたいと思う。いろいろな問題があると思うので、農業に対する対策について考えはあるか。

○町長

20年ほど前から直接、当町の



農家から米を買って食べており、以前に新米試食会をやったときにも、町民は道産米を90%以上食べているとのことだったので、当町の米を食べていくということを進めていけるかと思っている。また、増毛産米は管内、北海道日本の中でも素晴らしく美味しい米と言われており、良食米の増毛産米をブランド化し、これを全国的に流通するように進めていきたいと思っている。ふるさと納税等も活用したいと思っているが、今までは南るもい米として流通していたので、当町の米を独自に売り出すことがなかなかできない状況だったが、今後は当町の米をどのような売り出すかを検討して美味しい米を届けたいと思っている。

増毛町のデイサービス事業について

川島議員

Q 町内でデイサービス事業が必要と考えるか
A 必要な施設であり設置場所や運営などを検討している

○川島議員



別荘地区で実施していたデイサービス事業は、運営していた留萌市の「はーとふる」に通っている

市の介護事業者が昨年12月に撤退した。利用していた町民は、留萌市の「はーとふる」に通っている

デイスーパー利用者、移動時間もあり、不便な状況に置かれているのではないかと思う。

(1) 当町のデイスーパー事業の推移は。

(2) 当町のデイスーパー事業の利用人数等の現状と課題は。

(3) 町内でデイスーパー事業の実

施が必要と考えるが。

○町長

(1) 平成22年2月1日に明和園のデイスーパー事業が開始され、

14年11月24日に「デイスーパー

センター別荘」が事業を開始し

ている。その後、27年6月1日

に明和園のデイスーパー事業を

休止し、令和2年3月31日に事

業を廃止している。なお、「デ

イスーパーセンター別荘」は、

本年1月31日で事業を廃止して

いる。「デイスーパーセンター

別荘」の廃止は、昨年12月1日

に常務取締役と取締役所長が、

施設の老朽化が激しく改修費用

が多額となることから、1月末

でデイスーパーを廃止すると担

当課に説明があった。

(2) 本年1月末に「デイスーパー

センター別荘」に登録していた

方は47名、そのうち36名が2月

から留萌市の「はーとふる」を

利用しており、残りの11名中4

名は一時的な休止、7名は利用

を終了している。

本年3月8日現在の利用者は、

ふる」に40名、「デイスーパー

アスモア」に7名、「デイスー

ビス萌寿園」に1名が利用登録

をしている。

課題としては、2月以降のデ

イスーパー新規利用希望者の

「はーとふる」への登録ができ

ず、他のデイスーパーの利用を

調整しているが、他のデイスー

ビスにも定員に余裕がないこと

や、送迎の対応が困難なこと

などが課題となっている。なお、

距離が遠くなったため、出発時

間が早く帰宅時間が遅くなって

しまい、利用者や家族の方には

理解いただいている。

(3) 町内のデイスーパーは必要な

施設だと考えている。なお、設

置場所や運営形態、事業規模や

スタッフの確保などについて現

在検討中である。

○川島議員

町内でデイスーパー事業を実施する場合、町営となるか、民間委託となるか。

○町長

明和園で行っていたデイスーパー事業は、後から民間の会社

が入ってきて、評判が悪くなり利用者がいなくなつて、廃止せざるを得ない状況になつたという経緯を考えると、民間ではなく、町でしっかりと進めなければならぬと考えている。

労働需要に応じた労働力確保の体制づくりについて

大井議員①

Q 除雪機械運転免許取得の経費を補助しては

A 人材確保になるか検討したい



○大井議員

令和4年度町政執行方針にある基本方針と施策の展開で雇用につ

いて述べられているが、除雪等に関して、(1)担当課に寄せられた除雪等の苦情件数は、例年より多数あつたのではないかと思われるが、

迅速に対応はできていたか。また、苦情についてはどのような内容のものが多く寄せられたか。(2)労働力不足は1次産業だけでなく、除雪車等を操縦している運転手の高齢化、また若年層の運転免許取得離れなど深刻化している。このままでいくと近い将来、町内の除雪等の業務が十分にできなくなるのではないかと危惧される。何か対策や施策など考えていることはあるか。(3)当町においては、漁業・農業・介護等に関係する就労支援の取り組みを実施している。将来的に安定した当町の除雪等事業に携わる人材を確保するため、除雪機械運転免許取得時に掛かる経費を補助する取組を考えてみてはどうか。担い手育成にも繋がっていくのではないか。

○町長

(1)建設課と組合の合計で28件となつている。内容は、吹きだまりが酷いので除雪車を入れてほしい、道路幅がないので対応してほしい、除雪車が走つた後に家の前へ置いていく雪について

対応してほしいなどの他、国道や道道の苦情も寄せられている。吹きだまりについてはすぐに対応している。なお、苦情の件数と内容については、今シーズンは大雪で積雪量もあつたが、例年と変わらない状況となつている。

(2)町で対応等は取っていないが、業務委託先の増毛産業振興協同組合にて1年を通して有資格者や農業従事者など、冬期間に仕事をしていない方などに声を掛けて人員確保を行っている。現在、除雪従事者には高齢者もいるが、若い従事者も増えており、委託業務の着手届の中には、緊急時等の対応として10名のバックアップ要員も登録されているので、人員の確保はできているものと考えている。

(3)増毛産業振興協同組合では、資格を持つていることを条件として採用していると聞いています。免許取得にかかる経費の補助については、他の自治体の動向も調査し、増毛産業振興協同組合などとも協議し、除雪等の

人材確保になるのかどうか検討したい。

○大井議員

当町の除雪等に携わる若い人も出てきているということだが、実際に何名くらい具体的な数字が上がっているのか。実際に聞いても70歳以上で特殊運転免許を持って除雪している人が何人もいる。この1〜2年は対応できるとしてもこれからあと4〜5年考えたときに、大事な運転手がどれだけ確保できるのか。

○町長

近年、若い漁業者も増えていく。漁業者・農業者が冬の間に除雪機械を操つて仕事するということは収入増にも繋がることから、執行方針の中でも話しているように産業間の連携もしっかりしているのではないかと考えているが、それは町がやつていくのではなく、除雪業者がスカウト等を進めて、除雪に関する労働力の確保をしていただきたいと思つている。

○大井議員

免許取得の経費には20〜40万



～ 現在、除雪従事者の確保はできている ～

災害のときには建設業界にお
願いしながら、災害活動・救助
活動を行っている状況なので、
職員が免許を取りたい、活動し
たいという申し出があったら、
その時点でまた調査、検討した
いと思っている。

円くらいかかるので、一部の費
用を補助する考えはないか。ま
た、町職員にもぜひ取得する機
会を考えてはどうか。関係する
担当課もあるが、災害時や除雪
など、緊急時に免許を持ってい
ると、役に立つのではないか。
そうした部分を積極的に考えて
いる職員もいるようなので考え
てみては。

○町長

○大井議員

12月第4回定例会において
「福祉灯油購入助成事業」につ
いて質問させていただいた。
(1)令和4年2月末の人口は38
77人で3年2月末の人口は4
009人、この1年間で132
人が死亡等で減少している。人
口減少が進んでいる中で、申請
件数は264件で増加となつて
いる。その要因の一つは防災無
線での周知徹底や申請時の相
談・対応等があげられる。その
ほかにも増加の要因があるので
はないか。
(2)この助成事業は、灯油のみ使
用している住民税非課税の高齡
者世帯等が対象になっている。

**福祉灯油購入助成事業
の今後の取組について**

大井議員②

Q 灯油・電気等購入助成
事業としては

A 来年度以降、検討して
いきたい

今年度は灯油価格の高騰による
購入助成の実施としている。町
内には灯油のほかに電気等で暖
をとっている町民もいる。灯油
で暖をとっている町民よりは件
数は少ないと思うが、住民税非
課税高齢者で対象者に該当する
と思う。やはり、そういった方々
も灯油購入助成事業の対象者に
すべきだと思う。電気料金につ
いても、昨年1年間をみても燃
料価格は毎月、変動があり値上
がりしている。灯油・電気等購
入助成として、今年度この助成
事業の実施について考えてみる
必要があるのではないか。

○町長

(1)70歳以上の高齢者世帯が増え
ていることや、新聞やテレビ等
で頻繁に灯油価格に関する報道
がされていたこともあり、申請
件数が増加したと考えている。
(2)価格変動の状況や他市町村の
実施状況を参考にしながら、来
年度以降、検討していきたいと
考えている。

**「議会だより」について
ご意見をお寄せください**

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる
「議会だより」作りを目指しています。
ご意見やご感想、どんなことでも結構です。
どうぞ、議会事務局までお寄せください。

連絡先 電話53-1311 (議会事務局 直通)

編集後記

12月3日、アメリカの新聞ワシントンポストが「ロシアが2022年早々にもウクライナ侵攻を計画している」とスクープし、実際に本年2月24日、ロシアのプーチン大統領の演説後、ウクライナの首都キーウ等各地で砲撃や空襲が開始されました。2021年10月にウクライナ東部の紛争地域ドネツィク州で

ウクライナ軍が親ロシア派武装勢力を攻撃したこと、その際、停戦協定で禁止されたドローンを使用したこと、ロシアがドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国への国家独立承認と友好協力相互支援協定への署名をしていることから、国連憲章の集団的自衛権を行使しているのだとロシアは主張しています。対するウクライナのゼレンスキー大統領は戒厳令と共に、18歳から60歳の男性を出国禁止に

する総動員令を発動し、両国は戦争状態になりました。というのが、両国武力衝突の概要だと思えますが、日本政府はウクライナへの1億ドルの緊急人道支援、避難民の受入れ、自衛隊保有の医薬品や防衛装備品の供与等を行うと共に、ロシア向け輸出の禁止を含む経済制裁、政府関係者を含む個人や団体に対する資産凍結と査証発給停止、銀行の資産凍結を実施し、対象者・団体は順次追加されているようです。

日本各地の議会でも抗議の意思表示がされていて、当町議会では3月18日の定例会最終日に「ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議」が総務文教常任委員会から提出され、全会一致で採択しました。各国のロシアに対する経済制裁は続いています。戦闘状態は長期化しています。世界経済への悪影響も長期化することがないよう両国には早急に解決への道を歩んでいただきたいものです。

(至成)

議会のうごき

2月

- 7日 議会だより 168号発行
12日 総務文教・産業厚生合同常任委員会
28日 留萌管内町村議会議長会臨時総会(羽幌町)

3月

- 4日 議会運営委員会
8日 全員協議会
令和4年度第1回定例会(第1日)
令和4年度各会計予算等審査特別委員会
17日 令和4年度第1回定例会(第2日)
令和4年度各会計予算等審査特別委員会
18日 令和4年度第1回定例会(第3日)
令和4年度各会計予算等審査特別委員会

4月

- 12日 議会広報特別委員会(第1回)
19日 議会広報特別委員会(第2回)

国会では3月1日に衆議院本会議で「ロシアによる侵略を非難する決議」が賛成多数で採択され、翌日には参議院本会議でも採択されましたが、同日ウクライナ駐日大使から外務大臣への面会要請が外務副大臣の「口頭での要請はあったものの書面での要請が届いていなかった」ことを理由として、約1か月実現していなかったことが判明するなど、本当に平和を望んでいるのか疑いたくなる国会議員もいるようなのが残念です。

議会広報特別委員会

- 委員長 上野 剛
副委員長 大井 紀美恵
委員 岩崎 俊一
酒井 倫明
川島 優
合羽井 達男